

今、清水町議会では

『議員定数・報酬』のあり方

を議論しています !!

1 議論している理由は

○現状

議員定数は、平成17年に「18名」から「13名」に削減して以降、20年近く改正されていません。この間の人口減により議員1人当たりの人口は、約「813人」から約「663人」（12月末現在）まで減少しています。

また、報酬については平成20年に現行の「月額183,000円（年額約303万円）」に削減（十勝管内18町村中15番目と低い状況）して以降改正されていません（それ以前の最高額は平成14年の「月額211,000円」）。この措置は本町の危機的な財政悪化による「行財政改革」を実施した際行ったもので、その後職員給与等は回復していますが、議員報酬は改正されていません。

○議員からの要請、議会運営委員会への諮問

令和5年1月に議員選挙が実施されましたが、その後2月に複数の議員から山下議長に対して「議員定数の見直し」について議論して欲しいとの要請がありました。

協議の結果、特別委員会は設置せずに「議会運営委員会」において「報酬」と併せて検討することとし、議長から橋本晃明議会運営委員長に検討を諮問しました。その後、委員会では「定数・報酬」以外の「議会活性化」に関わる項目も検討をしてきましたが、次期改選に向け昨年4月以降は「定数・報酬」について集中的に検討を行ってきました。

2 議会運営委員会における検討経過

検討経過の詳細（町民との意見交換会資料）は議会HPをご覧ください。

1 意向調査



検討に先立ち、全議員の意向を調査しました。「報酬」については全議員が「増額」が望ましいとした一方、「定数」については「現状維持」（7名）と「削減」（6名）で意見が拮抗していました。

2 報酬

本会議・予算決算委員会＝1日（8時間）、常任委員会・議会運営委員会・全員協議会等＝半日（4時間）、管外への派遣・出張＝1日（8時間）、管内への派遣・出張、視察受け入れ、意見交換会＝半日（4時間）、町内の派遣・出張、町内行事＝1/4日（2時間）、議員個人の日常活動（調査・情報収集、住民からの相談等）＝年間48日と定め、令和6年度全ての議会活動にあてはめて時間数を算出しました。それらを総合計すると「年間105」日となり、町長の活動日数「305日（365日－60日（土日・祝日120日の半分）」と比較したところ「34%」の活動量となり、その率を町長報酬額（700,000円）に掛けて算出しました。

なお、議長報酬は1.5倍、副議長報酬は1.2倍、委員長報酬は1.1倍としました。

3 定数

定数削減した場合の「メリット」「デメリット」について、以下の視点で議論して論点整理を行いました。

- ①地域や住民の多様な課題・意見の議会反映の視点
- ②議会における行政へのチェック機能・政策の質の維持の視点
- ③若者や女性、新人の立候補のしやすさの視点
- ④議員定数の検討における委員会の在り方の視点
- ⑤議員定数の根拠をどこに求めるかの視点

- 議員個々の研鑽で資質を向上し、活動を活発化（そのための研修等の充実を図る）することにより、住民の多様な要望に応えることは可能
- 報酬増による若い世代の立候補の促進
- 委員会定数は「1名削減」でも対応可能

その他、「議会の役割」「議会力の向上・議員の資質向上策」「議員のなり手不足の視点」「議会活性化の方向性」「議員活動の見える化」などについても併せて整理を行いました。

3 答申内容と全員協議会での協議

○議会運営委員会からの答申（検討結果）

協議を重ねた結果、昨年11月議会運営委員会から、議長に対し次のとおり報告（答申）しました。

〈議員定数〉次期改選期（令和9年1月）より、議員定数を2名削減する。（13名⇒11名）
〈議員報酬〉次期改選期（令和9年1月）より、「議長報酬 357,000 円」（+ 82,000 円）、
「副議長報酬 286,000 円」（+ 67,000 円）、「委員長報酬 262,000 円」（+ 67,000 円）、
「議員報酬 238,000 円」（+ 55,000 円）に改定する。

○全員協議会での議論

答申を受け、議長は全員協議会に報告、全議員で議論しました。 ▶▶▶

答申内容及び議論の詳細
（町民との意見交換会資料）
は議会 HP をご覧ください。

(1) 「議員報酬」の増について 各議員からの異論なし

(2) 「議員定数」の削減について

各議員からは、以下のような意見が出されました。

- 「定数減で町民との接点を持つ議員の減少により、町民の声を拾えなくなるし、町民も声を上げる場がなくなる。」 「議員それぞれのネットワークを失い町民にとって損失である。」
- 「定数減の分を議員個々の研鑽と活発化では対応できない。」 「議員は得手不得手の分野があり、（現状の数で）得意分野を総合して、行政のチェック機能・政策の質の維持できるのではないか。」
- 「立候補へのハードルが上がり、新人の参入がしづらくなり、農村など地域代表議員が減少する」
- 「（委員会では）それぞれの得意分野を補完することで、委員会が成り立っていると考えれば、定数を減らすことで支障がでる。」
- 「（資質の向上について）定数減により個々の議員の責務が発揮されない。」
- 「議員一人当たりの人口は（定数減とする）根拠とならない。「報酬を上げる代わりに定数削減という考えはあってはならない。」 「他の自治体との比較で本町も定数減できるというのはナンセンスである。」

(3) 議会活性化・資質向上のための方策について

各議員から議員定数・報酬を考える前提として、「議会活性化・議会力向上を図るべき。」「議員の資質向上を図る方策を検討すべき。」との意見が出され、その方策として議長からは「研修機会の充実」「町民との意見交換会等の充実」「広報・町民への説明機会の充実」「議員間の協議の場の確保・充実」などについて取り組む必要性を示しました。

4 定数改正は「町民との意見交換会」での意見を踏まえ、3月定例会で採決へ

2月3日、5日に「議員定数と報酬」をテーマに町民の皆さんと意見交換を行いました。

○定数については、これまでの議論で議会として「一本化した案」はできていません。意見交換会で出されたご意見を議会運営委員会でまとめた後、全員協議会を開催し最終の協議を行います。この協議において、議会として「まとまった案」ができるかどうかは、現時点では不透明ですが、まとまらない場合も、議員有志による「定数条例改正案」の発議による採決が想定されます。

○報酬については、町長に対し「報酬等審議会」へ「改定案」どおりに諮問を行い、答申を経て改正条例を提案するよう要請します。

今後の定数改正の流れ（想定）

